

那珂樋管設置魚類迷入(吸い込み)防止対策効果試験検討委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、「那珂樋管設置魚類迷入(吸い込み)防止対策効果試験検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、霞ヶ浦導水事業に関し、那珂樋管の魚類迷入(吸い込み)防止等の那珂川の水産資源保全対策について、科学的に評価・検証することを目的として設置するものである。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、国土交通省関東地方整備局長(以下「局長」という。)が委嘱する。
2 委員の委嘱は、必要と認められる場合には追加できるものとする。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
3 委員長は、委員会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
4 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が事務局に指示し招集するものとする。

(公開)

第6条 委員会は、原則公開とし、委員会の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局(河川部、常陸河川国道事務所及び霞ヶ浦導水工事事務所)に置く。
2 事務局は、委員会の事務を行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成20年2月14日から施行する。